

令和3年度第8回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 令和3年11月8日(月)午後 2時30分開会

2 場所 佐倉草ぶえの丘研修室

3 出席委員(15名)

1番	林 重 孝	2番	羽根井 直 子
3番	鈴木 孝 徳	4番	三 須 健 行
5番	梅 澤 孝 雄	6番	三 門 増 雄
7番	江 川 昌 子	8番	長 澤 正 昭
9番	足 立 正 道	10番	山 崎 宏
11番	兼 坂 仁	12番	牛 玖 良 一
13番	眞 野 文 雄	14番	石 渡 文 久
15番	石 田 和 久(議長)		

4 欠席委員(0名)

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第4号 令和3年度第8次農用地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 糸 賀 信 之

主 査 久保木 豊

---

◎開 会

午後 2時30分開議

◎諸般の報告

○事務局長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和3年度第8回農業委員会総会を開催させていただきます。

緊急事態宣言は解除されましたが、11月末までは、重点対策期間ということなので、新型コロナウイルス感染症予防対策としまして、マスク等の着用をお願いいたします。

それでは、諸般の報告をさせていただきます。次回の総会でございますが、12月9日(木)に開催を予定していますので、よろしく願いいたします。

また、同じような状況であれば、草ぶえの丘で、総会を開催する場合がありますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 それでは会議を始めます。

只今の出席委員は15名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和3年度第8回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任について議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。議席番号、11番「兼坂 仁委員」  
議席番号、12番「牛玖 良一委員」を、会議録署名人に指名いたします。

#### ◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について  
議案第4号、令和3年度第8次農用地利用集積計画の決定について  
以上、4案でございます。

本総会については、新型コロナウイルス感染防止対策といたしまして、事前に議案をお配りし、事案について、審査をお願いしております。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

事務局より説明をお願いします。

事務局長

#### ◎議案第1号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページ～2ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

詳細につきましては、議案書、許可要件調査書等をご参照くださるよう、お願いいたします。

以上でございます。

○議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、議案第1号第1項については、三須委員より調査報告をお願いします。

———（三須委員報告）———

○三須委員 議席番号4番三須です。議案第1号第1項の調査報告をいたします。

義務者の■■■■さんは、■■■■に引っ越しをされ、農業はしておりません、そのため、耕作が出来ないので、申請地の近隣に住んでいる、■■■■さんに購入してもらう事となったそうです。

現況は、水田ではなく、畑ですが、しばらく耕作していなかったため、荒れていますが、■■さんが管理をするとの事です。

問題ないものと思われますので、よろしくご審議の程をお願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何か、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第1項は、許可と決しました。

続きまして、議案第1号第2項については、眞野委員より調査報告をお願いいたします。

———（眞野委員報告）———

○眞野委員 議席番号13番眞野です。議案第1号第2項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■さんは、申請地の隣接地を耕作しており、義務者の■■■■さんから購入してほしいと相談を受け、隣接地で耕作に便利の為、購入する事となったそうです。

問題ないものと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何か、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第2項は、許可と決しました。

続きまして、議案第1号第3項及び第4項については、三門委員より調査報告をお願いします。

———（三門委員報告）———

○三門委員 議席番号6番三門です。議案第1号第3項及び第4項の調査報告をいたします。

権利者、義務者共、議案のとおりでございます。

第3項については、権利者の■■■■さんは、花苗の生産農家で、10年前から、申請地を借り受け、耕作をしております。

今回、地主の■■さんから、購入してほしいと相談を受け、購入する事となったそうです。

問題ないものと思われまので、よろしくご審議の程をお願いします。

次に、第4項の調査報告をいたします。

権利者は、農業法人の■■■■で、自社近くの■■や■■で、トマト等を栽培し、自社のホテルやレストラン、また、■■■■等に調達、販売をしています。

前回の総会でも、畑を取得するために申請しておりましたが、その隣接地について、追加申請するそうです。

規模拡大することについては、従業員等の確保もされているので、問題なく耕作するものと思われまので、よろしくご審議の程をお願いします。

○議長 ありがとうございます。

それでは審議を行います。

何か、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号第3項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第3項は、許可と決しました。

続きまして、議案第1号第4項について

許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第4項は、許可と決しました。

続きまして、議案第1号第5項及び第6項については、梅澤委員より調査報告をお願いします。

———（梅澤委員報告）———

○梅澤委員 議席番号4番梅澤です。議案第1号第5項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■さんは、肉牛の育成をされており、申請地の隣接地で牧草を栽培しており、義務者の■■さんから購入してほしいと相談を受け、隣接地で耕作に便利な為、購入する事となったそうです。

問題ないものと思われしますので、よろしくご審議の程お願いします。

続きまして 第6項の調査報告をいたします。

権利者の■■■■さんは、申請地の隣接地を耕作しており、また申請地の近隣に住んでいます。

義務者の■■さんは相続により農地を取得し、農業者ではないため、購入してほしい旨相談をしたところ、隣接地で耕作に便利な為、購入する事となったそうです。

問題ないものと思われしますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 それでは審議を行います。

何か、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号第5項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第5項は、許可と決しました。

続きまして、議案第1号第6項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号第6項は、許可と決しました。

続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請でございます。

事務局より説明をお願いします。

#### ◎議案第2号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の3ページ～4ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請につきましては、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

詳細につきましては、議案書、許可要件調査書等をご参照くださるよう、お願いいたします。

以上でございます。

○議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、議案第2号第1項及び第2項については、事前現地調査会を開催しておりますので三門委員より調査報告をお願いします。

———（三門委員報告）———

○三門委員 議席番号6番、調査委員長の三門でございます。

事前現地調査会について報告いたします。

■■■■より、農地法第5条の規定による許可申請がありました事案について、10月27日（水）午後2時より、担当地区委員により事前現地調査会を実施いたしました。

本件は、所有権移転による■■■■への転用許可申請であります。

申請地は、住宅、資材置場、山林等が混在する、集団性のない農地で、第2種農地と思われまます。

申請内容については、総会議案のとおりでございます。

許可要件については、調査書のとおり、許可基準である立地基準と、資力や信用、周辺農地への影響などの一般基準については適正でありました。

このことから、調査会としては許可相当と判断いたしました。

ただし、次の1点について条件といたしました。

1. 大規模な■■■■の整備なので事業内容について、周辺住民に説明し了解を得ること。

以上、審査いたしましたので、報告いたします。

○議長 議案第2号第1項及び第2項について、三門委員より調査報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。三門委員

○三門委員 議席番号6番、三門です。

この案件につきましては、3年半程前に、申請されていまして、佐倉市農業委員会は許可相当で、千葉県に進達しましたが、千葉県では不許可となりましたが、当時から周辺の状況が、変化し、申請されたものでございますので、よろしくお願いたします。

○議長 他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号第1項及び第2項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第1項及び第2項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第3項及び第4項について、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。眞野委員。

○眞野委員 議席番号13番眞野です。位置図を見ていただけますか。

申請地の隣接地に既存の車両置場があります、現在の車両置場を利用するまでの進入路に2軒住宅があります、その方々が、大変心配されています、一つは、夜中に車両の運搬をする、二つ目は、廃車、ナンバーが無い車を動かしている、そのような車が事故を起こした場合、どうなってしまうのか、心配されています。それらの指導はできるのでしょうか。

○議長 事務局

○事務局 千葉県に進達する際に、許可要件として、夜間の搬入等は避けて下さいと、意見は出せます、また、申請者の方にも、お伝え出来ます。

○議長 三門委員



○三門委員 警察に相談した方が良いのでは。

○議長 眞野委員

○眞野委員 農業委員会で許可相当としているので、何らかの方法はないのでしょうか。また、今回の申請地は周りより少し高いので、砂利を敷いて、車両置場にすると、雨水が流失したりする恐れもあるので、隣接に支障がないように、指導する事は出来ませんか、また、転用した後、他の会社などに貸したりする心配もあるのですが、どうしたら良いのでしょうか。

○議長 事務局長

○事務局長 補足いたします、夜間の車両の搬入については、千葉県に進達意見をつけさせていただきます、ナンバープレートについては、県に進達する際は、そのような懸念があるとして、伝達させていただきます、雨水対策については、許可条件ですので、申請者には徹底させていただきます、また、完了検査まで、転用許可内容を遵守するよう、約束していただくよう指導して参ります、

又貸し等については、転用許可後、パトロール等しながら、注意していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 三門委員

○三門委員 地区で、警察等、担当部署の方を交えて、話し合いをしたらどうでしょうか、地区でまとまって、そのような、場を設け、市なり、関係する部署に相談をしながら、事業者意向や要望を伝えるのはどうでしょうか。

○議長 事務局長

○事務局長 眞野委員の担当区域で、このような問題提起を頂いておりますが、地元同士でもお願いしますが、市の方で、対応出来るもの、また、場合によっては、警察等も関係する場合もあると思っておりますので、危険が及ばないよう市で、対応の体制を取って参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 他に、何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

先に、議案第2号第3項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第3項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第2号第4項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第4項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

### ◎議案第3号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の5ページをお願いいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請については、千葉県知事への意見について審議を求めるものでございます。

許可要件につきましては、議案書、許可要件調査書等をご参照くださるよう、お願いいたします。

また、位置図等を添付してありますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号第1項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号第1項は、許可相当と決しました。

続きまして、議案第4号、令和3年度第8次農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長。

———（事務局説明）———

#### ◎議案第4号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の6ページをお願いいたします。

令和3年度第8次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、使用貸借権の設定、6件、13筆、

19,080㎡、賃貸借権の設定、27件、75筆、116,532㎡でございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

詳細については、議案の7ページ～13ページを、ご参照、お願いいたします。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第4号について事務局より説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。三門委員

○三門委員 申請番号8番の法人は、住所が■■■になっていますが、■■■で農業経営をしているのですか。

○議長 事務局

○事務局 ■■■では、農業を行っていません、佐倉市の農地を借りて、佐倉市で新規に農業法人として参入するものです、佐倉市の農業者を1人、役員として法人と

して農業参入するものです、以上でございます。

○議長 新規参入の概要が議案と一緒に添付されていると思いますので、そちらを参照してください、他に何かございますか、足立委員

○足立委員 議席番号9番、足立です、申請番号6番、7番の新規就農の方は65歳ですが、年齢制限等はないのですか。

○議長 事務局長

○事務局長 年齢制限はございません、定年後、60歳や70歳から、始められる方もおります。

○議長 他に何かありませんが、林委員。

○林委員 議席番号1番、林です。農業大学校の資料の中に、年齢別の就農状況がありますが、結構、高齢者がおられます、現に私の所にも、50代で仕事を辞めて、農業をしたいと、研修に来ていたり、60歳の定年後、来られている方もいます。まだまだ、60代の方であれば、10年位は出来ると思います、耕作放棄地等を減らすためにも、少しでも、農業者を増やす段階になっているのではないかと、私は思います、以上です。

○議長 他に何かございますか。三門委員。

○三門委員 申請番号8番の取締役の方が、3年前から、■■■の方で、農業を始められているとの事ですが、現在の状況はどうですか。

○議長 事務局

○事務局 役員の■■■さんと言う方が、3年前に、新規就農された方ですが、次世代育成型の補助金の支援を受けながら、一生懸命やられております、農地についても適正に耕作されております、以上です。

○三門委員 営農は、しっかりされているという事ですか。

○事務局 はい、行われています。

○議長 事務局長

○事務局長 次世代就農資金の実績報告でも、問題無くやられている事が確認できています。

○議長 三門委員、よろしいですか。

○三門委員 はい。

○議長 他に何かございませんか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですのでこれより採決をいたします。

議案第4号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、承認と決しました。

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

なお、報告事項については、議案書を参照の程お願いいたします。

以上をもちまして、令和3年度第8回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===